

鳥栖市告示第22号

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

1 指定納付受託者の指定

(1) 指定を受けた者

- ・株式会社トラストバンク（東京都品川区上大崎三丁目1番1号）
- ・株式会社FFGカード（福岡県福岡市西区姪浜駅南1-7-1）
- ・株式会社福岡銀行（福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号）
- ・楽天グループ株式会社
（東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス）
- ・株式会社JALUX
（東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階）
- ・株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
（東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号）
- ・株式会社さとふる
（東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F）
- ・PayPay株式会社（東京都千代田区紀尾井町1-3）
- ・株式会社アイモバイル
（東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階）
- ・アマゾンジャパン合同会社（東京都目黒区下目黒1丁目8-1）

(2) 指定した者が取り扱う歳入の種類

ふるさと「とす」応援寄附金

(3) 指定した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鳥栖市告示第23号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、歳入の徴収事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

1 委託事務

鳥栖市民体育センターの使用料徴収事務

2 委託の相手

鳥栖市古野町676番地2

公益社団法人 鳥栖市シルバー人材センター

理事長 井邊 正文

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鳥栖市告示第24号

令和8年度鳥栖市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

令和 8 年度 一般廃棄物 処理 実施 計画

第 1 一般廃棄物処理区域の状況

1 区 域 鳥 栖 市 全 域

2 一般廃棄物の排出量及び計画収集量

(1) ご み

| 種 類 | 令 和 7 年 度 排 出 量 (ト / 年) | 令 和 8 年 度 計 画 収 集 量 (ト / 年) |
|---------|-------------------------|-----------------------------|
| 可 燃 ご み | 21,576 t | 20,862 t |
| 不 燃 ご み | 297 t | 300 t |
| 粗 大 ご み | 1,601 t | 1,450 t |
| 資 源 ご み | 3,148 t | 3,274 t |
| 有 害 ご み | 16 t | 11 t |

(2) し り 尿

| 種 類 | 令 和 7 年 度 排 出 量 (kl / 年) | 令 和 8 年 度 計 画 収 集 量 (kl / 年) |
|-----------|--------------------------|------------------------------|
| し り 尿 | 2,504 kl | 2,504 kl |
| 浄 化 槽 汚 泥 | 1,646 kl | 1,646 kl |

3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) ご み

| 種 類 | 収 集 ・ 運 搬 の 主 体 | 中 間 処 理 | | 最 終 処 分 | | |
|-----------------------|------------------------|--|--------------------------------|------------------|--------------------------------|-------|
| | | 処 理 主 体 | 処 理 方 法 | 処 理 主 体 | 処 理 方 法 | |
| 家 庭 系 ご み | 可 燃 ご み | 市 (委 託) | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 焼 却 処 理 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 資 源 化 |
| | 不 燃 ご み | 市 (委 託) | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 破 碎 ・ 選 別 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 資 源 化 |
| | 粗 大 ご み | ・ 市 (委 託) ・ 自 己 搬 入 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 破 碎 ・ 選 別 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 資 源 化 |
| | 資 源 ご み | 市 (委 託) | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 選 別 ・ 圧 縮 梱 包 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 資 源 化 |
| | 有 害 ご み | 市 (委 託) | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 選 別 ・ 梱 包 | 佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合 (委 託) | 資 源 化 |
| 事 業 系 ご み | ・ 自 己 搬 入 ・ 許 可 業 者 | 市 の 処 理 施 設 に 搬 入 さ れ た ご み は、ご みの 種 類 ご と に 一 般 家 庭 の ご み と 同 じ 処 理 を 行 う。 | | | | |

※ 有 害 ご み は、乾 電 池 ・ 蛍 光 管 ・ 水 銀 体 温 計 の 3 品 目

(2) し 尿

| 種 類 | 収集・運搬の 主 体 | 中 間 処 理 | 最 終 処 分 | |
|-------|---------------|--------------------------|---------|---------|
| | | | 処 理 主 体 | 処 理 方 法 |
| し 尿 | 許 可 業 者 | 鳥栖市し尿等受入施設で受入れ後、下水道施設に投入 | 市(委託) | 発酵肥料化 |
| 浄化槽汚泥 | 許 可 業 者 | 鳥栖市し尿等受入施設で受入れ後、下水道施設に投入 | 市(委託) | 発酵肥料化 |

第2 一般廃棄物処理計画

1 排出抑制計画

(1) 指定ごみ袋制度

家庭系ごみは処理費用の応分の負担を求める目的と同時に減量・リサイクルを目指し、市が指定した有料の「鳥栖市指定ごみ袋」を利用して排出する。

(2) 広報・啓発

ア ごみに対する意識の高揚を図るため、市民全般に対する広報紙のごみ特集号、ごみ収集日程表、事業者向けパンフレット、平成28年10月から「スマートフォンごみアプリ」を運用開始するとともに環境教育の一環とした小学生向け環境出前講座の実施等積極的に広報・啓発活動を行う。その他、ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者及び市民の活動内容等を広報する。

イ 佐賀東部クリーンエコランドの施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

(3) 生ごみの減量化・減容化

家庭からでる生ごみの自己処理・堆肥化等を促進するために、生ごみ処理機（電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器及びディスポーザ）の購入者に補助金を交付する。

(4) 資源物の回収・回収活動の奨励

ア 資源物拠点回収事業

資源物再生利用の推進を目的に、資源物広場を拠点として古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙容器）、ビン類（一升ビン、ビールビン、無色ビン、茶色ビン、その他の色のビン）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、PETボトル、家庭用廃食用油、電球・蛍光管・乾電池・水銀体温計、容器包装プラスチック、白色トレイ及び古繊維の回収を行う。また、まちづくり推進センターへの古紙回収ボックス設置により、市民が容易に資源物を出せる環境整備を進める。

イ 資源物コンテナ収集

資源物再生利用の推進を目的に、コンテナを用いた資源物（無色ビン、茶色ビン、その他のビン、スプレー缶、電球・蛍光管・乾電池、水銀体温計、ビールビン、一升ビン、アルミ缶、スチール缶、PETボトル、家庭用廃食用油）の分別収集を行う。また、対象品目の追加による資源物回収方法の拡充を進める。

ウ 資源回収の推進

地域住民団体が実施する資源物（新聞、雑誌類、ダンボール、飲料用紙容器、古繊維類）

の集団回収を推進するため、回収団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する。

(5) 事業系ごみ減量対策の実施

ア 収集運搬許可業者及び事業者が搬入するごみの内容をチェックし、搬入時の指導監視体制の継続的かつ重点的な強化を図り、産業廃棄物・資源物等の混入防止と排出事業所に対する、排出抑制と適正処理の指導、協力要請を行う。

イ 事業者に対して、ごみの減量化及び資源化に対する意識の向上を図るため訪問調査等において指導、助言を行い、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

ウ 「食品循環資源の再生利用の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、民間施設での資源化など食品関連事業者等の自主的・主体的な取り組みを促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進める。

なお、魚あらについては、福岡魚滓処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。

(6) 不法投棄防止対策

不法投棄防止について市民・事業者へ周知を図るとともに、不法投棄防止パトロールやカメラによる監視活動等を強化する。また、地域・警察と連携を図りながら不法投棄させないまちづくりを推進する。

2 収集運搬計画

(1) 区域 鳥栖市全域

(2) 収集回数、収集方法等

ア ごみ

| 種 | 類 | 収集回数 | 収集方法 | 収集容器等 |
|-------|------|--|----------|-------|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ | 週 2 回 | ステーション方式 | 指定ごみ袋 |
| | 不燃ごみ | 月1～2回 | ステーション方式 | 指定ごみ袋 |
| | 資源ごみ | 月1～2回 | ステーション方式 | コンテナ |
| | 有害ごみ | 月1～2回 | ステーション方式 | コンテナ |
| | 粗大ごみ | 月 1 回 | 戸別収集方式 | 指定シール |
| 事業系ごみ | | 事業者が鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接搬入するか、市が指定した一般廃棄物収集運搬許可業者（可燃ごみ収集運搬）に依頼する。 | | |

◆ 家庭系ごみは、決められた日時、場所に排出するよう徹底する。

◆ 事業系ごみは、少量（1日の平均排出量が10kg未満）である等、諸条件下で一般家庭のごみと同じ方法で排出することができる。

これを上回る場合は、許可業者に依頼するものとする。

イ し 尿

| 種 類 | 収 集 回 数 | 収 集 方 法 |
|-------|-----------|-------------|
| し 尿 | 月 1 ～ 2 回 | 戸 別 収 集 方 式 |
| 浄化槽汚泥 | 年 1 回以上 | 戸 別 収 集 方 式 |

(3) 収集運搬業者の概要

ア 委託業者（一般家庭から排出されるごみの処理業者）

| 業 者 名 | 委 託 業 務 の 内 容 |
|-----------------|-------------------------------------|
| (有)鳥栖環境開発総合センター | 可燃ごみ収集運搬、粗大ごみ収集運搬 資源・不燃・有害ごみ収集運搬 |

イ 許可業者（鳥栖市内の事業所から排出されるごみの収集運搬業者）

| 業 者 名 | 許 可 業 務 の 内 容 | 許可車両台数 |
|---------------------------|---------------------------|--------|
| 1 (有)鳥栖環境開発総合センター | 事業系可燃ごみ・粗大ごみ・ 特定家電収集運搬 | 17台 |
| 2 栄和産業(株) | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 3台 |
| 3 (有)荒巻商店 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 4 (有)ウラカワ | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 5台 |
| 5 (有)ヨシダクリーンシステム | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 6 (有)国土環境美装 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 7 (有)ユーロトランス | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 8 (有)クリーンアンドグリーン カンパニー | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 4台 |
| 9 (有)九州ダストサービス | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 10 (株)大和総業 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 11 (株)寺松物流 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 3台 |
| 12 (有)西部広域環境事業組合 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 13 (有)開成商事 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 14 (有)環境開発センター | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 2台 |
| 15 鶴田産業 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 16 吉永商店(株) | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 1台 |
| 17 (有)八興環境 | 事業系可燃ごみ収集運搬 | 2台 |

※ 令和8年度当初現在で上記17社となっており、市内の事業系ごみを収集運搬するうえで、十分な器材及び人員を確保できていると判断し、令和8年度中の新規参入は認めない。

また、許可業者に対し、処理施設への搬入量が少量で、かつ、搬入回数が少ない業者等については、搬入量に応じた許可内容（車両数等）への見直しを実施する。

ウ 許可業者(し尿、浄化槽等)

| 業 者 名 | 許 可 業 務 の 内 容 | 許可車両台数 |
|-----------------|---------------|--------|
| (有)鳥栖環境開発総合センター | し尿・浄化槽汚泥収集運搬 | 16台 |
| | 浄化槽清掃 | |

※ 十分な器材及び人員を確保できていると判断し、令和8年度中の新規参入は認めない。

エ 許可業者(木くず)

| 業 者 名 | 許 可 業 務 の 内 容 | 許可車両台数 |
|--------------|-----------------------|--------|
| 1 (株)篠原建設 | 木製パレットを除く 木くずの収集運搬 | 4台 |
| 2 (有)執行チップ工業 | 〃 | 1台 |

※ 許可の条件・・・区域は市内契約事業所に限る。

オ 許可業者(魚あら)

| 業 者 名 | 許 可 業 務 の 内 容 | 許可車両台数 |
|------------|---------------|--------|
| 福岡魚滓集荷協同組合 | 魚あらの収集運搬 | 2台 |

カ その他許可業者

他市町から一般廃棄物を鳥栖市内の処理施設へ持ち込む業者(全40業者)へ一般廃棄物収集運搬業許可を出している。

※ 鳥栖市内における収集業務は許可していない。

(2) 直接搬入(鳥栖・三養基西部リサイクルプラザへ持込)できないごみ

| 区 分 | ご み の 種 類 |
|--------------|------------------------------------|
| 家電リサイクル法対象品目 | テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン |
| 有害物質を含む物 | 農薬、薬品類、塗料等 |
| 危険性のある物 | ガスボンベ、消火器等 |
| 引火性のある物 | 火薬、廃油(機械用オイル)等 |
| 悪臭を発する物 | 堆肥等 |
| 容積、重量の大きい物 | 農業用機械類、農業用ビニールハウス、バイク、スクーター、自動車部品等 |
| 適正処理困難物 | タイヤ等 |
| その他処理に支障のある物 | 土、砂、廃材、焼却灰等 |

第3 中間処理計画

1 一般廃棄物の処理内訳

(1) 佐賀県東部環境施設組合

| 廃棄物の種類 | 処理量 (t/年) | |
|--------------|-------------------------|----------------------------|
| | 佐賀東部クリーンエコランド (2市3町) | 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ (2市3町) |
| 可燃ごみ | 42,318 t | — |
| 粗大ごみ 不燃ごみ | — | 3,944 t |
| 資源ごみ | — | 2,153 t |

(2) 鳥栖市し尿等受入施設

| 廃棄物の種類 | 処理量 (kl/年) |
|--------|------------|
| し尿 | 2,498 kl |
| 浄化槽汚泥 | 1,660 kl |

(3) (有)鳥栖環境開発総合センター

| 施設の種類 | 市内 | 市外 | 合計 |
|---------|------|-------|-------|
| メタン発酵施設 | 76 t | 362 t | 438 t |
| 生ごみ処理施設 | 76 t | 362 t | 438 t |

2 処理施設の概要

(1) ごみ焼却施設

| | |
|------|--------------------|
| 区分 | 佐賀東部クリーンエコランド |
| 所在地 | 鳥栖市真木町39番地1 |
| 公称能力 | 172 t/日 (86 t×2基) |
| 処理方法 | ストーカ炉式 (全連続燃焼式焼却炉) |

(2) 不燃物処理施設

| | |
|-----------------|----------------------|
| 区 分 | 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ |
| 所 在 地 | 三養基郡みやき町大字蓑原4432番地 |
| 公 称 能 力 | 47t/日(5時間) |
| 粗大・不燃ごみ | 低速2軸式破砕＋高速回転式破砕＋機械選別 |
| 缶 類 | 機械選別＋圧縮成形 |
| ペットボトル その他プラ | 手選別＋圧縮梱包 |
| びん類 | 手選別 |
| 紙 類 | 圧縮成形 |
| 白色トレイ・古布 | 保 管 |

(3) し尿処理施設

| | |
|---------|--------------------------|
| 区 分 | 鳥栖市し尿等受入施設 |
| 所 在 地 | 鳥栖市真木町1207番地1 |
| 公 称 能 力 | 20kl/日 |
| 処 理 方 法 | 鳥栖市し尿等受入施設で受入れ後、下水道施設に投入 |

3 許可施設の概要

(1) (有)鳥栖環境開発総合センター

| 施 設 の 種 類 | 廃 棄 物 の 種 類 | 処 理 能 力 | 施 設 の 場 所 | 処 理 方 式 |
|--------------------|-------------------------------|----------------------|---------------------------------|-------------------|
| ごみ汚泥消化処理施設 | ごみ汚泥 (クリスラップ汚泥) | 4.6t/日(24h) | 鳥栖市轟木町 926-1 | 消化処理方式 |
| 生ごみ処理施設 (7基) | 生ごみ、木くず、 ごみ汚泥、 し尿処理施設残渣 | 1基あたり 3.5t/日(24h) | 鳥栖市轟木町 926-1、927-1、 927-4 | 高速発酵堆肥化 処理方式 |
| 発泡スチロール 溶融処理施設 | 発泡スチロール | 800kg/日(8h) | 鳥栖市轟木町 926-1 | 熱風式減容方式 |
| 廃食用油再生処理施設 | 廃食用油 | 1.0t/日(24h) | 鳥栖市轟木町 926-2 | メチルエステル化方式 |
| メタン発酵施設 | 生ごみ | 7.6t/日(24h) | 鳥栖市轟木町 912-1、912-7、 927-1 | メタン発酵方式 (湿式) |
| し尿処理移設残渣 乾燥処理施設 | ごみ汚泥 し尿処理施設残渣 | 4.0t/日(8h) | 鳥栖市轟木町 929-3、930-3 | 破砕攪拌装置付 回転乾燥方法 |

(2) (株) 篠原建設

| 施設の種類 | 廃棄物の種類 | 処理能力 | 施設の場所 | 処理方式 |
|-----------|------------------|---------------------------|--------------------|------------|
| 木くず破砕機 | 根株、伐採木、末木枝条、草 | 800 m ³ /日(8h) | 鳥栖市河内町 2549 | 破砕 |
| がれき破砕機 | コンクリートブロック、スレート材 | 1,792 t/日 | 鳥栖市河内町 2551-1 | 〃 |
| 石膏ボード破砕機 | 石膏ボード | 4.0 t/日 | 鳥栖市河内町 2551-1 | 〃 |
| 篠原建設最終処分場 | がれき類 | 392,596 m ³ | 鳥栖市河内町 2549、2551-1 | 最終処分場(管理型) |

(3) (有) 執行チップ工業

| 施設の種類 | 廃棄物の種類 | 処理能力 | 施設の場所 | 処理方式 |
|--------|---------------|------------|----------------------|------|
| 木くず破砕機 | 根株、伐採木、末木枝条、草 | 74 t/日(8h) | 鳥栖市江島町 3192番1及び3193番 | 破砕 |

※ 災害廃棄物については、迅速、かつ、適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、現在の許可業者では処理できないような性状・廃棄物量が発生することを考慮し、大規模災害が発生して、既存の業者で十分な器材及び人員を確保できない場合、処理業の許可(臨時的な許可も含む)を検討することとする。

第4 最終処分計画

1 焼却灰の処理内訳(2市3町全体)

| 区分 | UBE三菱セメント株式会社 | UBE三菱セメント株式会社 | UBE三菱セメント株式会社 | 太平洋セメント株式会社 |
|--------------|-------------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 処理地 | 福岡県北九州市八幡西区洞南町1-1 | 福岡県京都郡苅田町長浜町7番地 | 山口県宇部市大字小串1978番地7 | 大分県津久見市合ノ元町2-1 |
| 焼却飛灰処理量(t/年) | 1,800t | 1,000t | 50t | 1,800t |

※ 佐賀県東部環境施設組合で発生した焼却灰は、UBE三菱セメント株式会社及び太平洋セメント株式会社にて、セメントの原料となる。

2 飛灰の処理内訳(2市3町全体)

| 区分 | 三池製錬株式会社 | 太平洋セメント株式会社 |
|--------------|---------------|----------------|
| 処理地 | 福岡県大牟田市新開町2-1 | 大分県津久見市合ノ元町2-1 |
| 焼却飛灰処理量(t/年) | 520t | 1040t |

※ 佐賀県東部環境施設組合で発生した焼却灰は、三池製錬株式会社にて、焼成処理され、亜鉛、銅、鉛等が回収される。また、太平洋セメント株式会社ではセメントの原料となる。

鳥栖市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、歳入の徴収事務を次のように委託したので、第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

1. 委託事務
鳥栖市休日救急医療センター使用料徴収事務
2. 委託の相手方
鳥栖市幸津町1923番地
一般社団法人 鳥栖三養基医師会

鳥栖市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項及び鳥栖市財務規則（昭和39年規則第7号）第33条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

- 1 受託者の名称
有限会社鳥栖環境開発総合センター
- 2 受託者の所在地
佐賀県鳥栖市轟木町929-2
- 3 受託者が納入事務を行う歳入
廃棄物特別処理業務の委託業務に係る臨時収集手数料
- 4 指定した日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鳥栖市告示第27号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、歳入の徴収業務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人

- 1 委託業務
鳥栖市生涯学習センター管理業務
- 2 委託の相手
鳥栖市古野町676番地2
公益社団法人 鳥栖市シルバー人材センター
理事長 井邊 正文
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年4月1日まで